

令和6年度における制度改革等について（報告）

1 マイナンバーカードと健康保険証の一体化について

- ・ 現行の保険証の発行は令和6年12月2日より終了し、マイナ保険証を基本とする仕組みに移行されます。
- ・ ただし、現行の保険証廃止後も、最大1年間は発行済の保険証は使用可能とされました。よって、令和6年12月1日までに発行する保険証（令和6年3月末の一齐更新で発行したものを含む。）の有効期限は令和7年12月1日までとなります。
- ・ マイナ保険証を保有していない方には、申請によらず、「資格確認書」を発行します。また、マイナ保険証を保有している方に向けても、自身の被保険者資格を容易に把握できるよう、「資格情報のお知らせ」を交付します。
- ・ また、保険証の廃止に伴い、国保の短期保険証や資格証明書の規定も廃止され、保険料を約1年間滞納している世帯については、現物給付を特別療養費の支給（償還払い）に変更する「資格証明書」に代えて、保険者が「事前通知」するしくみを導入するとされております。運用の詳細については、近日中に国から示される予定となっています。
- ・ なお、情報の正確性を担保することを目的に、原則、すべての被保険者に対して、保険者が把握している加入者情報（個人番号の下4桁等）を令和6年10月までに通知することとされておりますが、長岡京市では遅くとも9月までに通知できるよう準備を進めています。

【参考】	マイナンバーカード保有枚数率	75.6%（R6.5 末）	※全国 73.8%（R6.5 末）
	マイナ保険証登録率	58.4%（R6.3 末）	※全国 57.9%（R6.4 末）
	マイナ保険証利用率	9.6%（R6.4 月）	※全国 7.1%（R6.4 月）

2 子ども・子育て支援金制度について

- ・ 令和6年6月5日に「子ども・子育て支援法等改正法」が成立し、令和8年度から公的医療保険制度の保険者が、従来の医療保険料と合わせて「子ども・子育て支援金」を賦課・徴収することとされました。国保では医療分、後期高齢者支援分、介護分に4つ目として「子ども・子育て支援金」を新設し、それぞれ保険料率や賦課限度額を設定して算出する形となります。令和8年度から令和10年度にかけて段階的に導入し、加入者一人当たり支援金額は、月400円程度になるものと試算されています。
- ・ これを財源として、①児童手当の拡充、②妊婦のための支援給付の創設、③こども誰でも通園制度の創設、④出生後休業支援給付および育児時短就業給付の創設、④国民年金第1号被保険者の育児期間に係る保険料免除措置の創設を行うとされています。

3 保険料水準の統一について

- ・ 高額な医療費の発生等による年度間の保険料の変動を抑制して国保財政の運営の安定化をはかること、および都道府県内のどの市町村でも同じ保険給付を同じ保険料負担で受けられるようにして被保険者の公平性を確保することを目的に、国は保険料水準の統一（都道府県単位化）を推進しています。
- ・ 令和 6 年 4 月から「保険料水準の平準化に関する事項」について都道府県国民健康保険運営方針の必須記載事項とされました。京都府においては「さらに議論を深め、課題の明確化、統一に向けたスケジュールなど、一定の方向性を期間内に示せるよう取組を進めます」とするに留まっています。
- ・ なお、令和 6 年 6 月に国が示した「保険料水準統一加速化プラン（第 2 版）」においては、統一の目標年度として、納付金ベースの統一は令和 12 年度保険料算定までの達成、完全統一は令和 15 年度までの移行を目指しつつ、遅くとも令和 17 年度（令和 18 年度保険料算定）までの移行を目標とするとされました。

【用語】

納付金ベースの統一：各市町村の納付金に各市町村の医療費水準を反映させない

完全統一：同じ所得水準、同じ世帯構成であれば同じ保険料とする

別添1 様式例：必須記載事項のみ（カード型）

（表 面）

〇 〇 都 道 府 県	有効期限	年	月	日					
国 民 健 康 保 険	発効期日	年	月	日					
資 格 確 認 書									
記 号	番 号	(枝番)							
氏 名	性 別								
生 年 月 日	年 月 日	負担割合	割						
適用開始年月日	年 月 日								
交 付 年 月 日	年 月 日								
世帯主氏名									
住 所									
保険者番号	<table border="1"><tr><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td></tr></table>								
交 付 者 名	印								

（裏 面）

備 考	
※ 以下の欄に記入することにより、臓器提供に関する意思を表示することができます。記入する場合は、1から3までのいずれかの番号を○で囲んでください。	
1. 私は、 <u>脳死後及び心臓が停止した死後のいずれでも</u> 、移植の為に臓器を提供します。	
2. 私は、 <u>心臓が停止した死後に限り</u> 、移植の為に臓器を提供します。	
3. 私は、臓器を提供しません。	
《1又は2を選んだ方で、提供したくない臓器があれば、×をつけてください。》	
【 心臓・肺・肝臓・腎臓・ ^{じん} 膵臓・ ^{すい} 膵臓・小腸・眼球 】	
〔特記欄：	
署名年月日： 年 月 日	
本人署名（自筆）： 家族署名（自筆）：	

資格情報のお知らせ

(交付者名)
(保険者番号)

あなたの加入する健康保険の資格情報を下記のとおりお知らせします。

なお、このお知らせのみでは受診できません。

記号	000	番号	00000000 (枝番) 00
氏名	佐藤 太郎		
フリガナ	サウ タロウ		
負担割合 (70 歳以上のみ記載)	〇割		
適用開始年月日	平成〇年〇月〇日		
交付年月日	令和〇年〇月〇日		

※ 70 歳以上の場合、負担割合のほか、有効期限、発効期日を記載。(下部の切り取り箇所も同様)

スマートフォンをお持ちの方は、以下の QR コードからマイナポータルにログインすることで、
ご自身の健康保険の資格情報を確認することができます。ぜひご活用ください。

— マイナポータルへのアクセス・ダウンロードはこちら —



マイナ保険証の読み取りができない例外的な場合については、スマートフォンの資格情報画面をマイナ保険証とともに医療機関等の受付で提示することで受診いただけます（スマートフォンをお持ちでない方は、この文書をマイナ保険証とともに医療機関等の受付で提示することで受診いただけます）。

下部を切り取ってご利用いただくこともできます
(このお知らせのみでは受診できません)

資格情報のお知らせ

令和〇年〇月〇日発行
(交付者名)
(保険者番号)記号 000 番号 00000000 (枝番) 00
氏名 佐藤 太郎
負担割合 〇割 (70 歳以上のみ記載)

受診の際にはマイナ保険証があわせて必要です

111-1111
〇〇県郡〇〇町
国保給付台
9 2 丁目
給付マンション9棟2号室

令和 6 年 1 月 4 日

加入者情報 確認用 1 様

0000002 - 0000002 # 001 / 002



〒111-1112
A市B町1丁目2番3号 国保課資格係
電話 000-000-0000

国民健康保険制度のデータベースに登録されている個人番号のお知らせ

保険証に表示されている、あなたの世帯の保険資格データは、国民健康保険制度のデータベースに登録されており、マイナ保険証をご利用いただける状態となっています。
マイナ保険証をお持ちであれば、ぜひ、ご利用ください。
なお、国民健康保険制度のデータベースに登録されているあなたの世帯に属する方の個人番号（マイナンバー）は、以下のとおりです。

お手元にマイナンバーカードをお持ちの場合は、マイナンバーカードの裏面に記載されている個人番号の下4桁をご確認いただき、万一、異なっている場合には、上記のお問い合わせ先までご連絡ください。

記号		滋豊 1 1	番号		5 0 1 3	
対象となる被保険者	氏 名		枝番	生年月日	国民健康保険制度に登録されている個人番号	
	加入者情報 確認用 1		0 3	昭和26年 5月10日	**** **** 0001	
	加入者情報 確認用 2		0 4	昭和27年 5月10日	**** **** 0002	
	加入者情報 確認用 3		0 5	平成26年 5月10日	**** **** 0003	
	加入者情報 確認用 8		0 6	平成 6年 5月10日	**** **** 0008	
	加入者情報 確認用 1 0		0 7	平成 5年 5月10日	**** **** 0010	
	加入者情報 確認用 6		0 1	令和 6年 5月10日	**** **** 0006	

（注）上記の個人番号（マイナンバー）は、個人情報保護の観点から、個人番号（マイナンバー）の下4桁のみ表示しております。